

掲示板



ご案内

本庁 資産税課
資産税第三係（土地）
☎40・7070

ゴールデンウィーク期間中「し尿くみとり」の休業日

処理施設のメンテナンス等のため、次のとおり休みます。お早めに収集手配をしてください。

【旧佐賀市、旧諸富町にお住まいの方の場合】

4月28日(土)～5月6日(日)

【旧大和町、旧富士町、旧三瀬村にお住まいの方の場合】

4月28日(土)～4月30日(月)
5月3日(木)～5月6日(日)

◎問い合わせ

本庁 環境課 環境総務係
☎40・7200

合併浄化槽を設置する方に補助金を交付します

佐賀市では、公共下水道の認可区域及び農村集落排水事業の採択区域以外について、住宅用の合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。

補助対象金額及び補助対象地区等について、各支所によって条件が異なりますので、

◎問い合わせ

申請にあたっては、浄化槽の設置工事前に設置予定地区の各支所にお問い合わせください。

◎問い合わせ

本庁 下水道企画課
☎40・7213

諸富支所 環境下水道課

☎47・4924

大和支所 環境下水道課

☎51・2422

富士支所 環境下水道課

☎58・2117

三瀬支所 市民サービス課

☎56・2111



募集

街角リポーターを募集します

市報等を読んだの感想やまちの話の提供、市政に対するご意見をお聞かせいただく街角リポーター(平成19年度)を募集します。

■対象 20歳以上で佐賀市にお住まいの方(男女問わず)

■任期

平成20年3月31日まで

■謝礼 年間15,000円

■定員 25名

■申込方法 はがきに「街角リポーター希望」とご記入の

上、住所・氏名・年齢・電話番号・簡単な自己紹介を書いて申し込みください。

■申込期限 4月27日(金)

◎申し込み・問い合わせ

本庁 秘書課 広報係

☎40・7021

平成19年度佐賀環境フォーラム参加者募集

東京大学山本良一教授をはじめ、環境問題の第一線で活躍されている方々を講師としてお招きします。市民、学生、企業の皆さんとが、佐賀大学本庄キャンパスとともに学び、研究するチャンスです!!

【募集内容】

1 通常受講者(12回の講義・見学・体験講座・ワークショップ)

■対象

- ①一般
- ②学生(高校・専門学校・大学など)
- ③法人(※1口で1人枠の受講ができます)

■定員 200名(①②③合計)(※応募者多数の場合は抽選)

■受講料

- ①一般 5,000円
- ②学生 1,500円

③法人 5,000円

■申込期限 4月23日(月)必着

2 講義のスポット受講(講義のみ)

希望される講義を事前に申し込みいただき、受講できます。

■受講料 2講義につき 1,000円

■定員 通常受講者を優先しますので、定員により受講できない場合があります。

【フォーラムの内容】

◇講義

■期日 5月8日(火)～7月12日(木)まで12回

■時間 19時～20時30分

■場所 佐賀大学本庄キャンパス

※講義内容、講師等詳細については、お問い合わせいただくか市のホームページをご覧ください。

◇その他(講義以外)

他にも、現地見学会や体験講座、そしてワークショップなどが開催されます。

◎申し込み・問い合わせ

佐賀市役所 環境課
環境教育推進係

(佐賀市高木瀬町大字長瀬)
2369 清掃工場内
☎30・2430

「みどりあふれるまちづくり」のリーダーになりませんか？

「近くの公園に花壇があったらいいな」「花いっぱいのもちにしたいい!!」などなど、みどりを活かしたまちづくりに興味のある方を対象に、第3期「花とみどりのまちづくりリーダー養成講座」を開催します。

■講座内容 基礎知識の習得から花壇作りの実習までを行い、修了後は講座で得た知識を生かして、みどりあふれるまちづくりへのご協力をお願いします。

■応募資格 全講座に参加でき、修了後の活動にご協力いただける市内在住の方。

■定員 25名
(※応募者多数の場合は抽選)

■期間 5月〜11月(月1回・主に第3日曜日の10時〜12時)

■場所 主に佐賀県緑化センター(高木瀬町)
■受講料 無料
※教材費が必要となる場合があります。

■申込方法 往復はがきに、
①氏名 ②住所 ③電話番号
④年齢 ⑤性別 ⑥応募理由
(講座修了後にやってみよう)

ことなど)を明記の上、お送りください。

■申込期限 4月27日(金)当日消印有効

◎申し込み・問い合わせ 7840・8501

佐賀市栄町1番1号
佐賀市役所 緑化推進課

☎40・7164

【レディース・ダンス教室】

■期間 5月10日(木)、24日(木)、6月7日(木)、21日(木)、7月5日(木)、19日(木)

■時間 10時〜12時

■場所 佐賀市立体育館

■対象者 一般女性

■定員 30名

■参加料 3,000円(保険料含む)

■服装 運動のできる服装、体育館シューズ

※託児ルームもあります。利用される方はお子様の人数と年齢をお知らせください。

■申込期間 4月16日(月)〜4月27日(金)

【屋外で太極拳】体験教室

■日時 5月26日(土) 9時30分〜

■場所 夢咲公園(※雨天の場合 佐賀勤労者体育センター)

■対象者 小学生以上(小学生は大人同伴)

■定員 40名

■参加料 1人 300円(保険料含む)

■申込期限 5月21日(月) ※帽子(雨天時は上ばき)を持参してください。

◎申し込み・問い合わせ (助)佐賀市体育協会

☎33・2255 (佐賀市神園3-17-4)

FAX 33・2171

河川愛護モニター募集

【筑後川・矢部川流域にお住まいの方】

■対象 20歳以上

■募集人員 筑後川流域12名 矢部川流域2名

■任期 平成19年7月1日から原則1年間

■活動内容 ・テーマを決め2カ月に1回程度レポート提出

・日常気付いたこと、地域の方々の意見等の収集伝達
・河川愛護思想を広める

■謝礼金 月額4,000円程度

■申込方法 応募用紙に次のいずれかでレポートを提出してください。

①「筑後川と自分」又は「矢部川と自分」

②河川愛護活動として出来そうなこと

※選考結果は5月下旬頃、書類で通知します。

■申込期限 5月11日(金)

◎申し込み・問い合わせ 久留米市高野一丁目2番1号 筑後川河川事務所 管理課

☎0942・33・9185

FAX 0942・34・2855

【嘉瀬川流域にお住まいの方】

■対象 20歳以上で、官人橋から嘉瀬川河口までの区間で、5km程度活動可能な方で、流域から5km以内に在住の方

■募集人員 1名

■任期 平成19年7月1日から1年間

■活動内容 ・嘉瀬川に関して日常気づいたことや地域の皆さんの意見を報告していただく等の

モニター活動
・モニター会議への参加

■謝礼金 月額4,000円程度

■申込方法 はがき、ファクス、または電子メールで

■申込期限 5月21日(月)

◎申し込み・問い合わせ 武雄市武雄町大字昭和745 武雄河川事務所 管理課

☎0954・23・7934

FAX 0954・22・5425

Eメール takeo@gsr.mlit.go.jp



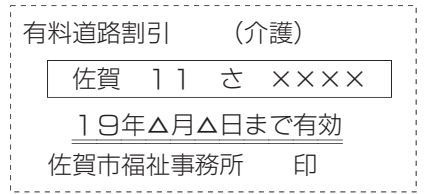
保健福祉

有料道路の障害者割引の有効期限確認を!

有料道路における障害者割引を受けるためには、事前に佐賀市福祉事務所の手帳に左記の証明印を受ける必要があります。割引を受ける際は、料金所でお支払い時に証明印をご提示ください。

また、割引の証明には有効期限が設けられています。おでかけ前には、有効期限を確認しましょう。

【証明印】



	本人運転	介護者運転
対象者	身体障害者手帳の交付を受けている方 ^①	第1種身体障害者、療育手帳A ^②
必要書類	上記①の手帳、車検証、免許証	上記②の手帳、車検証
	ETCカード(本人名義)、ETC掲載セットアップ申込書・証明書	
対象車	本人または、日常的に介護するものが所有する乗用自動車で、登録は1台のみ(営業用等を除く)	
有効期限	申請日より2回目の誕生日まで	

※なお、更新の手続きは、有効期限の2カ月前から随時受け付けています。

◎問い合わせ

本庁 社会福祉課 障がい福祉室 ☎40・7251
または各支所 保健福祉課

ご存知ですか?
入院時の自己負担額が
軽くなる減額認定証

老人医療受給者で市民税非課税世帯(世帯員全員が非課税)に該当されている方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示することにより、入院時の医療費の自己負担額や食事代等が減額されます。

ただし、老年者に係る市民税非課税措置の廃止に伴い課税者となった方と同一世帯の非課税の方は、該当する場合もありますのでお問い合わせください。

該当される方は、認定証の交付申請の手続きが必要です。申請された月の初日からの認定になりますので、早めの手続きをお勧めします。

■手続きに必要なもの

・老人医療受給者証、健康保険証、印鑑(認印可)

※代理の方でも手続きできます。

※郵送での申請を希望される方は、申請書をお送りします。

◎申し込み・問い合わせ

本庁 保険年金課 老人医療係 ☎40・7274
または各支所 保健福祉課

3歳未満の児童手当月額
が4月から変わります

平成19年4月から、3歳未満(平成16年4月1日以後に出生した児童が対象)の児童手当額は一律月1万円となります。

ただし、3歳到達後の翌月からは、今までどおり、第1子・第2子の手当額は月5千円、第3子は月1万円となります。

現在受給中の方は、この法改正に伴う手続きは必要ありません。

独立行政法人・郵政公社を除く公務員の方は、勤務先にお問い合わせください。

◎問い合わせ

本庁 こども課 母子福祉係 ☎40・7252
または各支所 保健福祉課(三瀬支所は保健センター)



その他

環境学習会に講師(おたすけマン)を派遣します!

環境学習会等を開催される際に、その説明や指導などができる方を「環境おたすけマン」として派遣します。

■派遣対象となる学習会等

- (1)市内の各地域の団体、学校等が主催する環境学習会等
- (2)市内において開催されるもので、市民の方(市内に在勤または在学する方を含む)を対象に開催されるもの
- (3)参加者は、おおむね20名以上(観察会等は10名以上)のもの

■派遣申請方法

派遣申請書に必要事項を記載し、学習会等の開催予定日の14日前までに環境課に提出してください。環境おたすけマンと日程を調整し、主催者に通知します。

◎申し込み・問い合わせ

佐賀市役所 環境課
環境教育推進係
佐賀市高木瀬町大字長瀬2-369番地 佐賀市清掃工

場内
☎30・2430

「びっぴがく塾」
参加者募集

■日時

- ①5月10日(木)より毎月第2木曜日 13時~15時
- ②5月24日(木)より毎月第4木曜日 13時~15時

■定員 ①②各10名

■申込期限 5月8日(火)

■参加料 1回の講座について500円(資料代を含む)

■講座内容

- 1、冠婚葬祭
- 2、手づくり季節飾り
- 3、のし袋、風呂敷、包装、結ぶ知恵
- 4、所作、作法
- 5、着物に伝わる日本人の知恵
- 6、お部屋に茶花でうるおいを

※講義内容は前後します。

◎申し込み・問い合わせ

山口亮一旧宅
佐賀市与賀町1368
☎60・2978
Eメール machiken@kou.biq
(※月曜日休館、開館時間は10時~16時)

第19回佐賀市市民文化祭 市民いけばな展

佐賀市文化連盟加盟の華道6団体によるいけばなの展示。

■日時

4月21日(土) 10時～18時
4月22日(日) 10時～17時

■場所 佐賀市文化会館イベントホール

■入場料 500円

◎問い合わせ

華道 馬場 青風

☎62・2022

または佐賀市役所

本庁 観光・文化課

☎40・7112

佐賀市健康運動センター からのお知らせ

■親子プールなんでも教室

- ・毎月 第2土曜日(8月、2月は除く) 10時～12時
- ・0歳から10歳までのお子様と保護者15組まで
- ・参加費 施設利用料のみ
- ※保護者1人につきお子様2人まで
- ※定員になり次第締め切り(2週間前より予約開始)

■健康ナイトウォーク

- ・毎月 第3土曜日
- 19時～20時

- ・ウォーキングコースストレッチエリア集合
- ・指導員のワンポイントアドバースで日頃のウォーキングを見直しましょう
- ・参加費 無料
- ※ウォーキングカードの特典あり

◎申し込み・問い合わせ

佐賀市健康運動センター
☎36・9309

《お詫びと訂正》

4月1日号の市報掲載内容に誤りがありましたので、訂正してお詫びします。

『「古湯熊の川温泉地活性化計画」が策定されました(36ページ)』

「温泉地活性化へ向けたスローガンと5つの柱」の4つ目の柱について

【誤】 4・情報発信と受入れたい性づくり

【正】 4・情報発信と受入れ体制づくり

こころの健康

～なかなか“心”に元気が戻らないとき、それは「うつ病」のせいかもしれません～

うつ病とは？

うつ病は、「遺伝」や「やる気」の問題ではなく、脳の働きが低下することによって起こると考えられています。最近の調査によると、日本人の15人に1人が一生に一度は「うつ病」を経験するといわれており、決して珍しい病気ではありません。自殺との関連も深く、早期発見、早期治療が必要です。

こんなサインに気をつけよう！

□自分が気づく変化

身体の症状

- ・体のだるさ
- ・眠れない、夜中や朝早く目がさめる
- ・疲れやすい
- ・原因不明の頭痛や肩こり
- ・ご飯がおいしくない

心の症状

- ・気力、意欲、集中力の低下
- ・何事にも興味が無い、楽しくない
- ・心配事が頭から離れず、考えが堂々めぐりする
- ・自分を責める

□周囲が気づきやすい変化

- ・習慣化していたことをやらなくなった(新聞を読まなくなった、化粧をしなくなった…)
- ・飲酒量が増えた
- ・周囲との交流を避けるようになった
- ・イライラして落ち着きがない



こんな症状があったら？

- 専門医(心療内科・精神科)に相談してください。早期発見(診断)が大切です。
- うつ病は治療(内服薬等)が効果的な病気です。
- 重要な決定は先延ばしにし、ゆっくり休養することが必要です。

周囲のかかわり方・接し方

- 助言や否定ではなく、本人の話に耳を傾け、そっと寄り添って見守ってください。
- 励ましは禁物です。休養と治療を勧めてください。
- 診察をうける決心がつかない時は、力をかけてください。



キーワードは、「心と身体をゆるめる」です

◎相談専用ダイヤル

佐賀こころの電話 ☎73・5556
(月～金 9時～16時)

佐賀いのちの電話 ☎34・4343
(年中無休 24時間)

◎相談・問い合わせ

本庁 長寿・健康課(ほほえみ館内)

☎40・7281

佐賀中部保健福祉事務所 ☎30・1691

佐賀県精神保健福祉センター ☎73・5060